

## 償還払いの手引き

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、償還払いにより施設等利用費の給付を受けるには、請求手続きが必要となります。

○対象者：施設等利用給付認定保護者

○対象経費：預かり保育の利用料

※日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等は対象となりません。

○給付上限額：月額11,300円（満3歳児は16,300円）を上限として、実際の利用実態に応じて「施設に支払った預かり保育の利用料」と「日額単価（450円）×利用日数」を比較して少ない方の額を給付します。

（例）利用日数10日、利用料5,000円の場合

給付上限額：日額単価（450円）×利用日数（10日）＝4,500円

4,500円 < 5,000円 ⇒ 預かり保育利用料の給付請求額は4,500円

○必要書類：・施設等利用費請求書（償還払い用）

・特定子ども子育て支援提供に係る領収証及び提供証明書（原本）

・委任状（施設等利用給付認定保護者の配偶者が給付を受ける場合）

○提出先：**市役所子育て支援課**に提出

○提出期日：10,11,12月利用分を **1月15日まで** 1,2,3月利用分を **4月15日まで**

4,5,6月利用分を **7月15日まで** 7,8,9月利用分を **10月15日まで**

○手続きの流れ

1. 預かり保育を利用し、施設に利用料を支払います。
2. 利用施設に「特定子ども子育て支援提供に係る領収証及び提供証明書」の発行を依頼し、交付を受けてください。
3. 「施設等利用費請求書（償還払い用）」の様式を筑紫野市ホームページからダウンロード、又は施設から受け取り、必要事項を記入してください。
4. 必要書類を提出先に提出期日までに提出してください。
5. 提出期日の翌月中に施設等利用費が振り込まれます。ただし、提出期日を過ぎる場合は、後日振り込みとなります。